



島根県報

令和2年6月23日（火）

号外第80号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

知事及び副知事の期末手当の特例に関する条例

（人 事 課） 3

公布された条例等のあらまし

◇知事及び副知事の期末手当の特例に関する条例（条例第33号）

1 条例の概要

知事及び副知事には、令和2年6月の期末手当を支給しないこととした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

知事及び副知事の期末手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 33 号

知事及び副知事の期末手当の特例に関する条例

知事及び副知事には、特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例（昭和30年島根県条例第23号）第 1 条の規定にかかわらず、令和 2 年 6 月の期末手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。